十七　中途換金の取扱い　中途換金の買取りは、平成二十七年一月十五日以後において行うこととし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。

㈠　平成二十七年一月十五日から平成二十七年七月十五日前までの間の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－（買い取る日の直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋その直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$－受入経過利子に相当する金額）

なお、受入経過利子に相当する金額は、次の算式により算出し、その算出結果に円未満の端数が生じた場合には切捨てとし、一円に満たない場合には一円とする。ただし、受入経過利子に相当する金額は、個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十二項に規定する受入経過利子が発生しない銘柄については零とする（次号において同じ。）。

$$額面金額\times\frac{0.43}{100}\times\frac{初期利子支払期の６ヵ月前の日から発行日までの日数}{365}$$

㈡　平成二十七年七月十五日以後の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－（買い取る日の直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋その直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$）

十八　中途換金の特例　前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第二十一条の四第一項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。）が、死亡したときにはその相続人が、又はその居住する市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区とする。）の区域において、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかったときには当該個人向け国債を有する者が、平成二十七年一月十五日前であっても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。

㈠　平成二十六年七月十五日から平成二十七年一月十五日前までの間の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－（初期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋経過利子に相当する金額－受入経過利子に相当する金額）

㈡　平成二十六年七月十五日前の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－（経過利子に相当する金額－受入経過利子に相当する金額）

十九　元利金支払場所　日本銀行

○農林水産省告示第二百二十二号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、平成二十五年六月五日に消滅したものとみなされる。

平成二十六年二月十二日

農林水産大臣　林　芳正

1　登録番号　第12077号
2　登録年月日　平成16年６月４日
3　農林水産植物の種類
Callistephus chinensis (L.) Nees
4　登録品種の名称　ミハス
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社サカタのタネ
神奈川県横浜市都筑区仲町台二丁目７番１号

1　登録番号　第12078号
2　登録年月日　平成16年６月４日
3　農林水産植物の種類
Celosia L.
4　登録品種の名称　マーチン　スカーレット
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Ｂ＆Ｍプロダクツ Ｂ. Ｖ.
オランダ王国　2231　ＢＣ　ラインズバーグ　オエストゲースターウェッヒ　198ａ

1　登録番号　第12080号
2　登録年月日　平成16年６月４日
3　農林水産植物の種類
Celosia L.
4　登録品種の名称　デリーレッドCE
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社ミヨシ
東京都世田谷区八幡山２丁目１番８号

1　登録番号　第12081号
2　登録年月日　平成16年６月４日
3　農林水産植物の種類
Celosia L.
4　登録品種の名称　デリーパールCE
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社ミヨシ
東京都世田谷区八幡山２丁目１番８号

1　登録番号　第12101号
2　登録年月日　平成16年６月４日
3　農林水産植物の種類
Aster L.
4　登録品種の名称　コスミックピンク8914
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社ミヨシ
東京都世田谷区八幡山２丁目１番８号

1　登録番号　第12119号
2　登録年月日　平成16年６月４日
3　農林水産植物の種類
Odontoglossum Group
4　登録品種の名称　ラホグビー　スターライト
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社ニチレイ
東京都中央区築地六丁目19番20号

1　登録番号　第12149号
2　登録年月日　平成16年６月４日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　インターバイオラ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
京成バラ園芸株式会社
東京都墨田区押上１丁目12番１号

1　登録番号　第21817号
2　登録年月日　平成24年６月４日
3　農林水産植物の種類
Phalaenopsis Group
4　登録品種の名称　ナノシグナリス
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
永谷徳善
愛知県西尾市針曽根町中切12

○農林水産省告示第二百二十三号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、平成二十五年六月二十一日に消滅したものとみなされる。

平成二十六年二月十二日

農林水産大臣　林　芳正